

平成19年7月20日

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」の改正について

## 1. 改正の背景及び趣旨

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下「化審法」という。)では、他の化学物質を製造する際に副生する第一種特定化学物質<sup>( )</sup>について、可能な限りその生成を抑制するとの観点から、「利用可能な最良の技術(BAT: Best Available Technology/Techniques)」を適用し、第一種特定化学物質を「工業技術的・経済的に可能なレベル」まで低減すべきとの考えに立ってきているところです。

平成18年2月に、化審法に基づく第一種特定化学物質であるヘキサクロロベンゼン(官報公示番号 3-76、CAS No. 118-74-1)が、テトラクロロ無水フタル酸(官報公示番号 3-1423、CAS No.117-08-8)の合成過程において副生する事例が報告されました。

このため、化審法を所管する厚生労働省、経済産業省及び環境省(以下「3省」という。)は、平成18年4月、専門家からなる「副生する特定化学物質のBAT削減レベルに関する評価委員会」を設置いたしました。その後、第一種特定化学物質が副生する事例につき複数の相談がありました。

このような状況を踏まえ、3省は、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」を改正し、副生成物として他の化学物質に微量含有される第一種特定化学物質の取扱いに係る考え方を明確化することと致しました。なお、今後、新たに第一種特定化学物質の副生事案が判明した場合は、3省において、その状況に応じ、取扱いを個別に検討することとします。

## 2. 改正の概要

「3. 第一種特定化学物質、第二種特定化学物質及び監視化学物質の製造等の取扱い」に、以下の規定を追加する。

「第一種特定化学物質に該当する化学物質が他の化学物質に副生成物として微量含まれる場合であって、当該副生成物による環境の汚染を通じた人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該副生成物は第一種特定化学物質としては取り扱わないものとする。」

---

( ) 第一種特定化学物質:製造、輸入及び使用が原則禁止されている化学物質